

令和7年(行ウ)第6号

原告 山田一俊ほか

被告 国

第1準備書面

2026年(令和8年)3月19日

長崎地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士

龍田 紘一郎

原告訴訟代理人弁護士

足立 修一

原告訴訟代理人弁護士

三宅 敬英



第1 はじめに

1 まず強調したいことは、原告らの生命が危険にさらされているということである。

(1) すなわち、感染症法施行規則第37条の27第3号の規定により、本件施設は建設省告示第2379号に従い、又は当該基準の例により、地震に対する安全性の確保が図られていなければならないが、訴状記載の通り、要件を満たしていない。

(2) 本件施設が稼働することになれば、原告ら近隣住民は大地震に対する無防備状態に置かれ、直ちに生命、身体が危険に曝されることを意味する。

2 既に長崎大学はBSL4施設としての実験準備を着々と進めており、早期に実験がなされる可能性は否定できない。したがって、本件訴訟により、早急な取消しが必須である。

仮に、本案前の答弁について審理をしたのち、本案について審理をするとなると、迂遠であり、訴訟経済にも反する。

被告らの本案前の答弁による引き延ばしに協力するのではなく、直ちに本案の審理に入るべきである。

3 裁判の迅速化に関する法律第3条で「国は、裁判の迅速化(前条に規定する裁判の迅速化をいう。以下同じ。)を推進するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められている。迅速に裁判を行う責務を法律でも担っている国が、五月雨式の主張や、時機に後れた主張を行うことを許容すべきではない。